

会員保険薬局 各位

(一社) 姫路薬剤師会会長 浦上 文男
医療保険部 池口 由美

【重要】生活補助医療扶助に係る調剤費のレセプト請求について

平素は、当会の活動にご協力いただきありがとうございます。

姫路市福祉事務所長様より、表題の件について、周知の依頼を受けしましたので、お知らせいたします。

該当される会員薬局においては、調剤券が未発行、受給者番号の誤り、性別誤り、生年月日誤り及び氏名（漢字）誤りほか請求内容の誤りがないかを、請求前に今一度十分に確認し、請求業務を行ってください。（平均 60 件/月程度、不備のある請求が届いており、生活援護室より該当の薬局に電話連絡されているケースもあるとのことです。十分に注意して請求業務を行ってください。）

毎月確認ください。

- ・レセプト請求時には、手元に処方元医療機関名が記載された調剤券が届いている。

→調剤券は、毎月、処方元医療機関ごと発券されます。請求には、請求月に発行された処方元医療機関ごとの調剤券が必要です。前月以前の調剤券では請求はできません。（複数の医療機関から発行された処方箋を受付けている薬局は、特に注意してください。）

- ・調剤券に記載されている受給者番号、性別、生年月日、氏名（漢字）とレセプト入力データが合致している。

→受給者番号は変更されることがあります。毎月必ず確認してください。

患者様情報に入力誤りがないかの確認をお願いします。

- ・処方元医療機関ごとの調剤券が届いていない場合には請求前に福祉事務所へ発行を依頼する。（姫路市の場合には、079-221-2100 医療専用ダイヤル）

→医療券の発行中止に伴い、急に調剤券が送付されない場合があります。

調剤費支払い請求の流れ（業務を行う機関・施設）

調剤券請求（薬局）→調剤券発行（市）→調剤費請求（薬局）→調剤費・自己負担分支払い（市）

（生活保護法指定薬局のみ請求が可能です。）

レセプト請求担当者に周知徹底くださいますようお願いいたします。 以上